別紙１

令和８年第４回豊島区議会定例会提出案件の主な条例案について

主な条例案

１．豊島区手数料条例の一部を改正する条例

住民異動手続が集中する3月から5月までの期間における窓口混雑の緩和及び区民の利便性向上を図るとともに、DXの推進による「来庁不要の窓口サービス」の利用促進及び区民への浸透を図るため、当該期間に限り、住民票の写し及び印鑑登録証明書の多機能端末機（マルチコピー機等）による交付手数料を１件 300 円から 10 円とする。

【総合窓口課】

２．豊島区印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正又は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、所要の改正を行い、規定の整備を図る。

- 印鑑登録申請時の本人確認のため、既に印鑑登録済みの方に保証をしてもらう場合、全国どの区市町村で印鑑登録をしている方でも保証人になれるよう改正する。
- 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に用いる個人番号カードには、個人番号カードの機能を持つ「特定在留カード」や「特定特別永住者証明書」を含むことを明文化する。

【総合窓口課】

３．豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

受益者負担の適正化の観点から、ごみの収集運搬・処分に実際に要する費用と現行手数料との約７円の乖離を解消するため、令和９年 10 月１日から廃棄物処理手数料※を改定する。

〈改定内容〉

- 1キログラムあたりの廃棄物処理手数料を、現行の「46 円」から「53 円」に改める。
- 事業者が有料ごみ処理券を添付して排出する場合の 10 リットルあたりの手数料を、現行の「87 円」から「100 円」に改める。
- 一般家庭から排出される粗大ごみの廃棄物処理手数料の上限額を、現行の「3,200 円」から「3,700 円」に改める。

※廃棄物処理手数料とは、事業者が排出する事業系一般廃棄物又は一般家庭から排出される粗大ごみ等を処理するために、その排出者が負担する手数料のこと。

【ごみ減量推進課】